**事業の人員、設備及び運営に関する基準等について**

　事業の実施に当たっては、以下に示す基準等を満たす必要があります。

1. **基準省令**（事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたもの）

・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

　（H11.3.31厚生省令第37号）

・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー

　ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

　（H18.3.14厚生労働省令第35号）

1. **大阪府条例等**（基準省令等に従い、大阪府条例等として定めた基準等）

・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（H24.11.1大阪府条例第115号）

・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（H25.3.26大阪府規則第36号）

・大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

（H24.11.1大阪府条例第116号）

・大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事

　業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため

　の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則

（H25.3.26大阪府規則第37号）

1. **解釈通知**（基準省令の解釈等の詳細を示したもの）

・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

　（H11.9.17老企第25号）

1. **関連する告示・通知等**（関連する告示、通知、事務連絡等）
2. **指定基準Q&A** （基準省令、解釈通知等の疑義内容についてQA方式で示したもの）